

業 務 方 法 書（豆類事業）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）が行う公益社団法人北海道農産基金協会定款（以下「定款」という。）第4条第1号に規定する事業及びその他事業の運営に関する重要な事項に関する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、関係諸機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第 2 章 豆類価格安定対策事業

（事業の種類）

第 3 条 協会が定款第4条第1号の規定に基づいて行う豆類の価格安定対策事業（以下「豆類価格安定対策事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 豆類の調整販売について価格差の補てんに要する経費の助成（以下「価格差補てん事業」という。）
- (2) 豆類の保管に要する経費の助成（以下「保管事業」という。）
- (3) 前号に規定するもののほか、豆類の価格安定に必要な措置

（対象豆類）

第 4 条 協会が行う前条の豆類価格安定対策事業の対象となる豆類（以下「対象豆類」という。）は、いんげんのうち、大正金時、北海金時、大正白金時、白金時、福白金時、大手亡、中長うずらとする。

ただし、保管事業の対象となる豆類は、大正金時及び北海金時（以下「赤系金時」という。）とする。

2 対象豆類の品位は、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）による

規格の2等品（以下「規格の2等品」という。）とする。ただし、災害その他やむを得ない事情により、必要があるときは、規格の2等品以外（以下「規格外品」という。）についても北海道知事（以下「知事」という。）と協議して、認めることができるものとする。

（指定調整販売団体）

第5条 協会は、次の各号に該当する者で、第3条の規定による経費の助成を受けて対象豆類の価格安定のための業務を行おうとする者を、その者の申請により指定調整販売団体（以下「指定団体」という。）に指定することができる。

- (1) 協会の会員であって、対象豆類の集出荷の業務を行う農業協同組合連合会であること。
- (2) 対象豆類につき、北海道全域を集出荷区域とし、通常年においてその生産量の5割以上を集荷し得る体制を有していること。
- (3) 協会が発する業務上の指示に従い、対象豆類の価格安定の業務を適正かつ円滑に遂行し得る事務処理能力を有していること。
- 2 協会は、指定団体が前項の要件を欠くに至ったときは、指定を解除するものとする。
- 3 協会は、指定団体の指定又は指定の解除を行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 4 協会は、定款及びこの業務方法書に従って業務を運営するために必要な事項について指定団体とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

（販売の委託）

第6条 対象豆類の生産者で協会が行う第3条に規定する豆類価格安定対策事業による利益を受けようとする者は、定款第5条第3項第1号又は第4号に規定する協会の会員であって対象豆類の集出荷を業務とする者に毎年4月30日までに、当該年産の対象豆類の販売を委託することを申し出なければならない。

- 2 前項の規定により対象豆類の販売委託の申し出を受けた者（以下「集荷団体」という。）は指定団体に毎年5月20日までに、当該年産の対象豆類の販売を委託することを申し出なければならない。
- 3 前2項の規定により申し出をする販売の委託については、別に定める共同計算方式によるものでなければならない。
- 4 第2項の規定により対象豆類の販売の委託の申し出を受けた指定団体は、受託数量について毎年6月10日までに協会に報告するものとする。

5 第1項の販売を委託した者が委託数量を変更する場合は、第2項から第4項までの規定を準用する。

ただし、期日については別に定める。

6 協会は、第4項の規定により受託数量の報告を受けたときは、速やかにこれを知事に報告するものとする。

第5項により変更の報告を受けた場合も同様とする。

(調整販売計画の承認)

第7条 指定団体は、前条の受託数量及び前豆年度に係る保管事業対象数量について、当該豆年度の調整販売計画を定めて、毎年9月25日までに協会に承認の申請をしなければならない。

この場合、豆年度とは、10月1日から翌年9月30日までを期間とする年度をいい、当該豆年度の呼称は、当該期間の終わる月の属する暦年の呼称を冠して行う（以下、同じ。）。

2 指定団体は、前条の受託数量のうち当該豆年度に保管事業を実施する場合は、その対象数量を除き調整販売計画を定めなければならない。

3 調整販売計画は、対象豆類の集荷、保管又は販売数量等を調整し、適正な価格の水準を安定的に維持することを旨として、次の事項を定めるものとし、販売期間は、原則として毎年10月から翌年9月までの期間とする。

(1) 販売計画期間

(2) 集荷団体ごとの委託数量及び対象数量

(3) 集荷、保管、販売の方法及び月別販売計画数量

(4) 所要資金の額及び調達方法

(5) 助成金の交付の方法

(6) 前各号のほか、対象豆類の需給上必要な事項

4 協会は、第1項の承認を行うに当たっては、あらかじめ知事に協議しなければならない。

5 指定団体は、前項の承認を受けた調整販売計画について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

6 前項の承認については、第4項の規定を準用する。

(調整販売の実施)

第8条 指定団体は、前条の規定による調整販売計画に基づき、第6条の規定により販売の委

託を受けた対象豆類について、計画的かつ合理的に適正な価格の水準を安定的に維持するようにその販売に努めなければならない。

- 2 指定団体は、対象豆類の価格が基準価格より著しく低落し、又はそのおそれがある場合について、必要があるときは、その価格を回復し、又は維持することを目的として対象豆類の販売方法等を自主調整する等必要な措置をとることができるものとする。
- 3 指定団体は、前項の措置をとる場合はあらかじめ協会に協議しなければならない。
- 4 協会は、前項の規定により、協議を受けたときは、速やかにこれを知事に報告するものとする。
- 5 協会は、対象豆類の価格安定のため必要があるときは、指定団体に適切な措置をとるよう指示することができるものとする。
- 6 指定団体は、毎月期別に調整販売計画に基づく対象豆類の集荷及び販売の状況を協会に報告しなければならない。
- 7 協会は、必要があるときは指定団体から前項の報告を求めることができる。
- 8 指定団体は、事業の終了後、遅滞なく調整販売計画に基づく対象豆類の集荷及び販売の実績を協会に報告しなければならない。

第 3 章 価格差補てん事業

(対象数量)

第 9 条 事業の対象数量は、別に定める期日までにあらかじめ協会が定めるものとする。

- 2 協会の定める対象数量は、価格安定事業費予算（価格差補てん助成金）の範囲内において別に定める方式によるものとする。
- 3 協会は、対象数量の決定又は変更にあたっては、あらかじめ業務評価委員会の意見を求め、理事会の議決を経て定めるものとする。
- 4 次の各号に該当する場合、対象数量を変更することができるものとする。
 - (1) 豆類価格安定対策事業費の予算を変更した場合。
 - (2) 第 10 条第 8 項により基準価格を変更した場合。
- 5 協会は、前第 3 項及び第 4 項の規定により対象数量を決定又は変更したときは、速やかに指定団体に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(補てん基準価格及び最低基準価格)

第 10 条 協会は、毎年 10 月 25 日までに、当該年産の対象豆類について、原則として規格の 2 等品を対象として補てん基準価格及び最低基準価格（以下「基準価格」と総称する。）

を定めなければならない。

- 2 補てん基準価格は、対象豆類の価格差補てん助成金（以下この章及び第5章において「助成金」という。）を交付するときの基準となる価格とする。
- 3 補てん基準価格は、対象豆類の過去における価格の推移・生産条件及び需給事情その他の経済事情を参酌して求める価格（以下「基本価格」という。）に100分の90を乗じて得た金額を基準として定めるものとする。
- 4 最低基準価格は、対象豆類の助成金を交付するときの最低の基準となる価格とし、第12条第2項の平均販売価格がこの価格を下回ったときは、この価格を平均販売価格として、助成金を算定するものとする。
- 5 最低基準価格は、基本価格の100分の70を乗じて得た金額を基準として定めるものとする。
- 6 協会は、基準価格の決定に当たっては、あらかじめ業務評価委員会の意見を求め、理事会の議決を経て、知事の承認を受けなければならない。
- 7 協会は、基準価格を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。
- 8 基準価格は、対象豆類の需給事情・物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改訂することができるものとする。この場合には、前2項の規定を準用する。

（等級間格差）

- 第11条 協会は、第4条第2項ただし書の規定により規格外品を認めるときは、基準価格についての等級間格差をあらかじめ定めておかななければならない。
- 2 等級間格差は、対象豆類の生産条件・集荷事情・当該品位の数量等を勘案して、当該年産の対象豆類につき、定めるものとする。
 - 3 前条第6項から第8項までの規定は、等級間格差について準用する。

（経費の助成）

- 第12条 協会は、予算の範囲内において、対象豆類の調整販売計画に基づく調整販売に係る価格差補てんに要する経費について、指定団体に対して助成することができるものとする。
- 2 前項助成金の交付は、指定団体が第7条の規定により承認を受けた調整販売計画に基づいて調整販売した対象豆類の別に定める計算方法による平均販売価格が補てん基準価格を下回った場合に行うものとする。
 - 3 助成金の交付額は、指定団体が第8条の規定により調整販売した対象豆類の対象数量について、対象豆類の品目ごとに次の式により算定するものとする。

助成金交付額＝（補てん基準価格－平均販売価格）×対象数量

ただし平均販売価格が最低基準価格を下回ったときは、次の式によるものとする。

助成金交付額＝（補てん基準価格－最低基準価格）×対象数量

なお、販売数量が対象数量に満たないときは、上の各式の「対象数量」とあるのは「販売数量」と読み替えて算定するものとする。

（助成金の交付申請）

第13条 指定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、販売完了後30日以内に、協会が別に定める価格差補てん助成金交付申請書を協会に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第14条 協会は前条の申請書を受理したときは、速やかに、指定団体に対し、助成金を交付するものとする。

2 指定団体は、助成金の交付を受けたときは、速やかにその全額を当該指定団体に対象豆類の販売を委託した集荷団体に対し、その対象数量に応じて交付するものとする。

3 前項の規定による助成金の交付を受けた集荷団体は、その交付を受けた金額に相当する金額を、当該集荷団体に対象豆類の販売を委託した生産者に、対象数量に応じて交付するものとする。

（実績報告書の提出）

第15条 前条の助成金の交付を受けた指定団体は、同条の規定により助成金の交付が完了したときは、速やかに、協会が別に定める価格差補てん助成金交付実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により価格差補てん助成金交付実績報告書を受理したときは、実績報告書を知事あてに提出するものとする。

第4章 保管事業

（保管計画の承認）

第16条 指定団体は、当該豆年度における赤系金時の供給量が需要量を大幅に上回り、需給量に著しい不均衡が生じ、その需給を調整するため第3条第2号の規定に基づく保管事業を実施しようとする場合は、当該年産の保管事業計画書を9月25日までに協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 協会は、前項の承認に当たっては、あらかじめ業務評価委員会の意見を求め、理事会の議決を経て、知事に協議しなければならない。
- 3 協会は前項の規定により事業計画の承認を行ったときは、遅滞なく公告するとともに指定団体に通知するものとする。
- 4 指定団体は、赤系金時の需給事情に大きな変動があった場合には、保管事業計画を変更することができるものとする。
この場合には、あらかじめ協会の承認を受けるものとする。
- 5 前項の承認については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事業の実施)

第17条 指定団体は、前条の保管事業計画に基づき赤系金時の安定的供給を図るよう、効果的な保管に努めなければならない。

- 2 保管の実施期間は、毎年10月から翌年9月までとする。
- 3 保管場所は、あらかじめ協会が指定団体と協議して指定した倉庫（以下「指定倉庫」という。）とする。
- 4 指定団体は、保管を実施又は変更したときは次の事項を協会に報告しなければならない。
 - (1) 品種及び品位別数量
 - (2) 入出庫の日付及び数量
 - (3) 保管及び出庫場所
 - (4) その他必要事項
- 5 指定団体は、保管事業の実施中、特別の事情が生じたときは、遅滞なく協会に届け出なければならない。
また、協会がこれを求めたときも同様とする。
この場合、協会は知事と協議して、適切な措置を講ずるものとする。

(経費の助成)

第18条 協会は、豆類価格安定対策事業費予算（保管料等助成金）の範囲内において、保管事業計画に基づく、保管に要する経費について、指定団体に対し助成することができるものとする。

- 2 前項の保管に要する経費は、金利及び保管料（以下、この章及び第5章において「助成金」という。）とする。
- 3 助成金の交付額は、第16条の規定により承認を受けた事業計画に基づき、指定団体

が保管した赤系金時について、次に定める計算方式により算定するものとする。

(1) 金 利

$$\text{金利} = \text{補てん基準価格} \times \frac{80}{100} \times \text{系統金融借入金利} \times \text{数量} \times \frac{\text{期間}}{\text{年}}$$

(2) 保 管 料

$$\text{保管料} = \left\{ \left(\text{基本価格} \times \frac{90}{100} \times \text{従価率} \right) + \left(\text{従量率} \times \frac{60}{100} \right) \right\} \times \text{数量} \times \text{期数}$$

(助成金の交付申請)

第19条 指定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、事業終了後30日以内に協会が別に定める保管助成金交付申請書を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第20条 協会は、前条の申請書を受理したときは、速やかに指定団体に対し、助成金を交付するものとする。

2 指定団体は、助成金の交付を受けたときは、速やかにその全額を当該指定団体に赤系金時の保管を委託した集荷団体に対し、その保管期間及び数量に応じて交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第21条 指定団体は、前条第2項の規定により助成金の交付が完了したときは、速やかに、協会が別に定める保管助成金交付実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により保管助成金交付実績報告書を受理したときは、実績報告書を知事あてに提出するものとする。

第 5 章 雑 則

(助成金返還等)

第22条 協会は、指定団体が次の各号の一に該当する場合には、指定団体に対し第14条及び第20条の助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 指定団体又は集荷団体がこの業務方法書の規定又はこれに基づく協会の指示に違反したとき。

(2) 協会に提出された第13条及び第19条の申請書に虚偽の記載があったとき。

(販売手数料)

第23条 指定団体及び集荷団体は、調整販売計画に基づく対象豆類の委託販売については、対象豆類以外の豆類について通常徴収している販売手数料の額若しくは率を超える額の販売手数料を徴収してはならない。

(助成金の交付限度)

第24条 第12条及び第18条の規定による助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとし、協会の事業準備財産の前事業年度末残高及び当該事業年度内における事業準備財産への繰入予定額の合計額を限度とする。

2 協会は、事業準備財産の前事業年度末残高及び繰入可能額の合計額が前項の支払に一時的に不足するときは、資産管理規程第15条第3項に規定する借入金をもってこれに充てるものとする。

(報告の徴収)

第25条 協会は、この業務方法書に別に定める場合のほか、協会が行う豆類価格安定対策事業の実施に関し必要な事項を調査するため必要がある場合には、指定団体又は集荷団体をして所要の事項について報告させ、又はこれらの団体の帳簿その他書類の閲覧をすることができる。

(細 則)

第26条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めることができる。

(改 廃)

第27条 この業務方法書の改廃については、理事会の決議を得なければならない。

附 則

この業務方法書は、令和2年10月21日から施行し、令和2年産から適用する。